

箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金についての手引き

(目次)

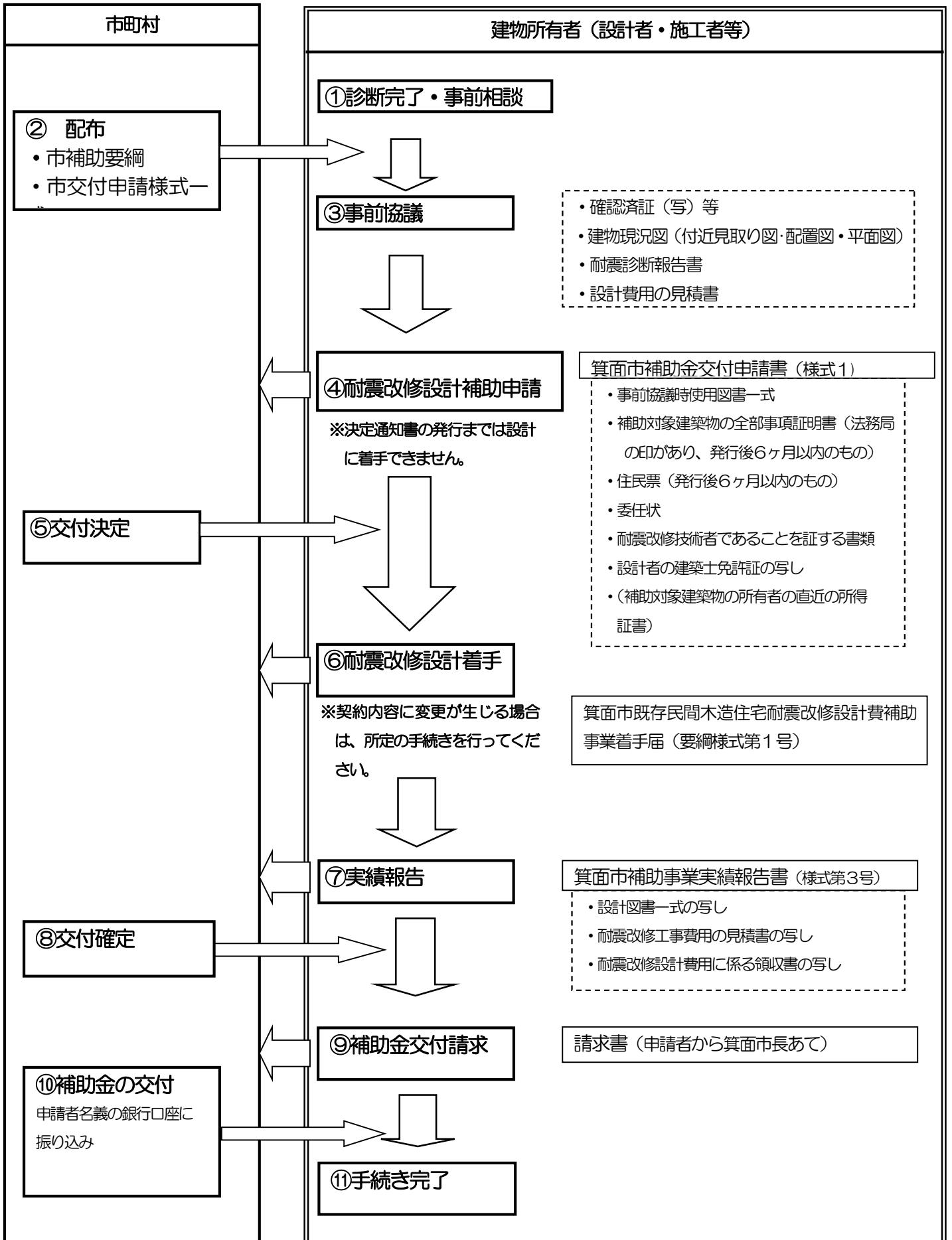
1. 制度の概要
2. 手続きの流れと交付申請に必要な書類について
3. 箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付要綱等
4. 申請用紙

平成23年4月1日策定
 平成30年5月9日改正
 みどりまちづくり部
 審査指導室

1. 制度の概要

	耐震改修設計費補助制度（箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付要綱）											
適用期限	実績報告を申請年度の2月末日までに提出すること。											
補助対象建築物	次のいずれにも該当する木造住宅とする。 ① 原則として昭和56年5月31日以前に法第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの ② 所定の耐震診断を行った結果、その数値が1.0未満であるもの ③ 現に居住又はこれから居住しようとするもの ④ 賃貸を目的とした住宅でないもの											
補助対象者	次のいずれにも該当するもの ① 補助対象建築物を所有する者（法人を除く） ② 直近の課税所得金額が507万円未満の者（年収のめやす910万円未満）											
補助金交付の対象となる費用	補助対象となる耐震改修設計に要する経費（耐震改修工事費の算出に要する経費を含む。）											
補助対象となる耐震改修工事の設計	以下のいずれかの基準による耐震改修工事の設計（耐震改修工事費の算出に要する経費を含む。） ① 構造耐震指標を1.0以上に高める耐震改修工事の設計 ② 構造耐震指標が0.7未満のものを0.7以上に高める耐震改修工事の設計 ③ 構造耐震指標が0.7未満のもの1階部分の構造耐震指標を1.0以上に高める耐震改修工事の設計 ④ 公的機関の認定を受けたシェルターを設置する耐震改修工事の設計											
交付される補助金の額	次の①又は②のうち、いずれか少ない額 ① 補助対象となる耐震改修工事の設計費用の10分の7の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ② 住宅の戸数に10万円を乗じて得た額											
その他	※語句の定義 耐震診断：「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」等。 上部構造評点：耐震診断による総合評価で、極めて稀にしか発生しない大地震（震度6強から7程度）での倒壊の可能性について判定されたもの。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>上部構造評点</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5以上</td> <td>倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>1.0以上から1.5未満</td> <td>一応倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>0.7以上から1.0未満</td> <td>倒壊する可能性がある</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>倒壊する可能性が高い</td> </tr> </tbody> </table> 耐震改修技術者：建築士であり、かつ各都道府県知事指定講習会の受講修了者。		上部構造評点	判定	1.5以上	倒壊しない	1.0以上から1.5未満	一応倒壊しない	0.7以上から1.0未満	倒壊する可能性がある	0.7未満	倒壊する可能性が高い
上部構造評点	判定											
1.5以上	倒壊しない											
1.0以上から1.5未満	一応倒壊しない											
0.7以上から1.0未満	倒壊する可能性がある											
0.7未満	倒壊する可能性が高い											

2. 手続きの流れと交付申請に必要な書類について



3. 箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付要綱等

(1) 箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付要綱

平成23年3月30日箕面市訓令第17号(制定)

平成26年5月22日箕面市訓令第32号(改正)

平成30年5月9日箕面市訓令第25号(改正)

(趣旨)

第一条 箕面市耐震改修促進計画に基づき、市内に存する木造住宅(国、公共団体及び公共的団体が所有し、及び管理する建築物を除く。以下同じ。)の耐震改修工事の設計に要する費用の助成を目的とする箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、箕面市補助金交付規則(昭和46年箕面市規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「木造住宅」、「耐震診断」、「耐震改修技術者」、「耐震診断結果」、「耐震改修計画」又は「耐震改修工事」とは、それぞれ箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱(平成20年箕面市訓令第43号)第2条第1号から第6号までに規定する木造住宅、耐震診断、耐震改修技術者、耐震診断結果、耐震改修計画又は耐震改修工事をいう。

(補助対象建築物)

第三条 補助の対象となる木造住宅(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものは、対象外とする。

- 一 原則として昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの
- 二 各階の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向の耐震診断結果が1.0未満であるもの
- 三 現に居住の用に供し、又はこれから居住しようとするもの
- 四 賃貸借の契約に基づき他人に貸し出すことを目的としたもの以外のものであるもの

(補助対象者)

第四条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象建築物を所有する者で、直近の課税所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第134条の3第2項に規定する課税総所得額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額をいう。)が507万円未満の者とする。

(補助対象経費)

第五条 補助事業に係る経費は、耐震改修計画の作成に要する費用(当該計画に基づく耐震改修工事費の算出に要する経費を含む。)とする。

(補助金の額)

第六条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- 一 前条に規定する費用の額に10分の7を乗じて得た額
- 二 10万円に住宅の戸数を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第七条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、耐震改修計画の作成に着手する前に、規則第4条第1項に規定する箕面市補助金交付申請書に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(耐震改修計画の作成の着手)

第八条 前条の規定による申請を行い、規則第七条第一項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知書を受け取った日からおおむね30日以内に耐震改修計画の作成に着手するものとする。

2 補助事業者は、耐震改修計画の作成に着手したときは、直ちに箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業着手届(様式第1号)に市長が別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更及び廃止)

第九条 補助事業者は、第7条に規定する補助事業の内容を変更しようとするときは、箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業内容変更承認申請書(様式第2号)に市長が別に定める必要書類を添えて市長に申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の変更内容が軽微で交付決定額に変更が生じない場合であって、箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業内容変更届(様式第3号)に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出したときは、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による申請があった場合は、内容を審査し、承認するときは、箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業内容変更承認通知書(様式第4号)により通知し、承認しないときはその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助事業の内容の変更を承認するときは、必要に応じて補助金の額及び補助金の交付決定に係る内容を変更することができる。

4 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業廃止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による届出の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消し、箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により届け出た者に通知するものとする。

(実績報告の手続き)

第十条 補助事業者は、耐震改修計画の作成が完了したときは、規則第12条に規定する箕面市補助事業実績報告書に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、耐震改修計画の作成が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

(2) 箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付要綱施行要領

平成23年4月1日 (制定)
平成25年4月1日 (改正)
平成26年5月22日 (改正)

(趣旨)

第一条 この要領は、箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付要綱（平成23年箕面市訓令第17号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(補助金交付申請時の必要書類)

第二条 要綱第7条に規定する市長が別に定める必要書類は次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証又は同法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- 二 前号に規定する書類がない場合は、建築確認申請書の写しその他の建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの
- 三 建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）
- 四 建築物の耐震改修工事前の耐震診断報告書
- 五 全部事項証明書（法務局の印があり、発行後6ヶ月以内のもの）
- 六 住民票（発行後6ヶ月以内のもの）
- 七 所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、耐震改修に係る同意書（区分所有建物を除く。）
- 八 所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の耐震改修に係る同意書（区分所有建物を除く。）
- 九 耐震改修設計費用見積明細書（耐震改修設計とその他の部分を分けたもの。耐震改修技術者の捺印のあるものに限る。）
- 十 委任者がいる場合は委任状
- 十一 設計者が耐震改修技術者であることを証する書類
- 十二 設計者の建築士免許証の写し
- 十三 補助対象者の直近の所得証明書
- 十四 箕面市課税情報等収集についての同意書
- 十五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(着手時の必要書類)

第三条 要綱第8条に規定する市長が別に定める必要書類は次の各号に掲げるものとする。

- 一 前条各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(変更承認申請時の要書類)

第四条 要綱第9条第1項に規定する市長が別に定める必要書類は、第2条及び第3条に規定する必要書類のうち、変更された書類とする。

(完了実績報告時の必要書類)

第五条 要綱第10条第1項に規定する市長が別に定める必要書類は次に掲げるものとする。

- 一 耐震改修設計図書一式の写し
- 二 耐震改修工事費用の見積書の写し
- 三 耐震改修設計費用に係る領収書の写し
- 四 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月22日から施行する。

箕面市補助金交付申請書

(宛先) 箕面市長

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

(団体の場合はその名称及び代表者の氏名)

年度箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金の交付を受けたいので、箕面市補助金交付規則第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称	箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業
2 補助事業の目的	住宅の耐震改修を促進するため
3 補助事業の内容	耐震改修設計費の補助 (建築物の所在地：箕面市)
4 交付申請額	円
5 補助事業の経費の配分	(1) 全体事業費 円 (2) 補助対象事業費 円 (3) 補助率 7/10 以内
6 補助事業の完了予定期日	年 月 日
7 補助事業の遂行に関する計画	耐震診断結果を基に耐震改修工事の設計図書の作成及び費用の算出を行う。
8 補助事業の効果	住宅の耐震改修方法及びその費用を知ることができる。
9 添付書類	<input type="checkbox"/> 確認済証の写し等 <input type="checkbox"/> 建物現況図 (付近見取図・配置図・平面図) <input type="checkbox"/> 耐震診断報告書 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計費用見積明細書 <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 耐震設計技術者の証明書書類 <input type="checkbox"/> 設計者の建築士免許証の写し <input type="checkbox"/> 箕面市課税情報等収集についての同意書 <input type="checkbox"/> 所有者の所得証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

⑨

電 話

箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業着手届

年 月 日付け箕面市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた下記の建築物の箕面市既存民間木造住宅耐震改修計画の作成に着手しますので箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付要綱第8条第2項の規定により必要書類を添えて届け出ます。この届出書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 建築物の所在地 箕面市 _____

2 耐震改修設計者 団体名及び代表者名 _____

住所 _____

(電話 _____)

3 補助事業着手日 年 月 日

4 添付資料 その他 (_____)

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

Ⓜ

電 話

箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業内容変更承認申請書

年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり、補助事業の内容を変更したいので、箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 補助事業の名称	箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業		
2 補助事業の内容	住宅の耐震改修設計費の補助		
3 建築物の所在地	箕面市		
4 変更の内容			
5 変更の理由			
6 交付申請額	変更前	円	
	変更後	円	
	増減額	円	
7 補助事業の経費の配分	(1) 全体事業費	変更前	円
		変更後	円
		増減額	円
	(2) 補助対象事業費	変更前	円
		変更後	円
		増減額	円
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後の設計費用の見積明細書 <input type="checkbox"/> 変更内容を示す書面 <input type="checkbox"/> その他 ()		

箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業内容変更届

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

㊟

電 話

年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった下記の建築物について、設計の内容を変更しますので、箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付要綱第9条第1項ただし書の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 建築物の所在地 箕面市
- 2 変更内容 _____
- 3 変更理由 _____
- 4 添付書類 _____

箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業廃止届

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった下記の補助事業を廃止しますので、箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金交付要綱第9条第3項の規定により届け出ます。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 補助事業の名称 箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業

2 建築物の所在地 箕面市

3 廃止理由

4 既交付決定の内容 通知年月日 年 月 日

通知番号 箕面市指令 第 号

交付決定額 円

年 月 日

箕面市補助事業実績報告書

(あて先) 箕面市長

補助事業者 住 所

(申請者) 氏 名 ⑩

電 話

(団体の場合はその名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け箕面市指令 第 号をもつて交付決定通知のありました 年
度箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金について、補助事業が完了しましたので、箕面市補
助金交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助事業の名称	箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助事業
2	補助事業の目的	住宅の耐震改修を促進するため
3	補助事業の内容	耐震改修設計費の補助 (建築物の所在地：箕面市)
4	交付決定額	円
5	補助事業の経費の配分	(1) 全体事業費 円 (2) 補助対象事業費 円 (3) 補助率 7/10 以内
6	補助事業の完了年月日	年 月 日
7	補助事業の実施結果	耐震診断結果を基に耐震改修工事の設計図書の作成及び費用の算出を行なった。
8	補助事業の効果	住宅の耐震改修方法及びその費用を詳しく知ることができた。
10	添付書類	<input type="checkbox"/> 耐震改修設計費用に係る領収書 (写) <input type="checkbox"/> 設計図書一式 <input type="checkbox"/> 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事費用の見積書の写し <input type="checkbox"/> その他 ()

請 求 書

請求金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									0	0	0

箕 面 市 長 殿

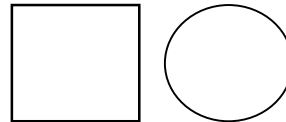
上記の金額を請求し、下記口座に振込を依頼します。

年 月 日

住 所

(社印) (個人印)

氏 名



振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 農協・労働金庫()
	支店・出張所
預金種別	普通・当座・貯蓄・その他()
口座番号	
口座名義 (カタカナ)	

*訂正が生じた場合は、請求印で訂正してください。ただし、請求金額の訂正はできません。

*振込口座名義は請求者名と同一のものに限ります。

ただし、.....年度箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金.....

内訳明細

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
耐震改修設計費補助金		式	1		

固定資産税情報収集についての同意書

(宛先) 箕面市長

私は、今般、私が行う耐震（診断・改修設計・改修工事）費補助金の交付申請における対象建築物の審査に必要な範囲内において、箕面市が私の固定資産税の課税状況を確認することに同意します。

令和 年（ 年） 月 日

(対象建築物の所在地番)

(対象建築物の家屋番号)

(住所)

(氏名)

印

箕面市課税情報収集についての同意書

(あて先) 箕面市長

私は、今般、私が行う耐震（診断・設計・改修工事）費補助金交付申請における私の世帯の所得額の審査に必要な範囲内において、箕面市が私の世帯の市民税の課税状況を確認することに同意します。

令和 年（ 年） 月 日

(住所)

(氏名)

印

誓約書

年 月 日

(宛先) 箕面市長

申請者 住所

氏名

⑩

箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金における
消費税相当額の取り扱いについて

箕面市既存民間木造住宅耐震改修設計費補助金の交付を受ける建築物の改修工事費用の消費税額について、消費税及び地方消費税の確定申告により、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除しないことを誓約します。

委任状

(代理人)

住所

氏名

印

電話

私は上記のものを代理人とし、下記の権限を委任する。

記

箕面市既存民間建築物耐震（診断、設計、改修工事）費補助金交付申請の手続き並びにその訂正を行う件

年 月 日

(委任者)

住所

氏名

印